

安心

【安心】 1. 一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりの推進
～子育て満足度日本一の実現～

(1) 次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備

■ **現状と課題**

- ・本県の合計特殊出生率は全国平均を上回る状況が続いていますが、出生数は減少傾向にあります。一方、県民が希望する理想の子ども数が2.81人であるのに対し、現実の子ども数は2.18人と、理想と現実の間には大きなギャップがあります。
- ・世帯規模の縮小や地域の繋がり希薄化により、地域で子育てを支える力が弱まっています。また、共働き世帯の増加、経済的な困窮などにより、子育ての孤立感・不安感が増大しており、子育ての喜びを感じにくい社会になっています。さらに、少子化により、子ども同士が集団の中で育ち合う機会が減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。
- ・このため、結婚や出産に関する県民の希望と現実のギャップを解消するとともに、地域における子育て支援や仕事と子育ての両立支援など、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を身近な地域や職場など社会全体で支援することが求められています。

■ **これからの基本方向**

- ・生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県となるよう、子育て満足度日本一をめざします。
- ・地域に支えられながら安心して子育てをすることができるよう、NPOやボランティアとの連携や社会全体で子育てを応援する雰囲気づくりなど子育て環境の整備を進めます。
- ・いつでもどこでも必要なサービスを利用することができるよう、教育・保育施設や病児・病後児保育など子育て支援サービスの充実と利用促進を図ります。
- ・子育て支援に係る人材の確保・養成と質の向上を図ります。
- ・親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができるよう、子育ても仕事もしやすい環境づくりに取り組みます。
- ・希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる環境づくりに取り組みます。

■ **主な取り組み**

①地域における子育て支援の充実

- ・多子世帯に対する保育料の減免など、経済的支援の充実
- ・病児・病後児保育の実施の更なる促進
- ・どこでも必要なサービスを利用できるよう、保育所や放課後児童クラブへの送迎支援など地域の実情に応じたきめ細かな子育て環境の整備を推進
- ・包括的に相談・助言に応じる利用者支援の充実や、子育てほっとクーポンなどによる子育て支援サービスの周知・利用促進

- ・子育て支援に係る情報発信の強化
- ・NPO、ボランティア等との連携・協働の推進
- ・市町村や保育所・幼稚園等との連携により、望ましい食習慣の定着を推進
- ・24時間365日対応する「いつでも子育てほっとライン」の相談体制の強化
- ・訪問型子育て支援（ホームスタート）の実施など地域子育て支援拠点の機能強化
- ・ファミリー・サポート・センターや一時預かりなどのサービス実施の促進
- ・放課後児童クラブの受入児童数の拡大やニーズに応じた開所時間の拡充
- ・市町村の計画等に基づく地域の教育・保育の提供体制の確保を支援
- ・認定こども園の普及促進
- ・保育士、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の職員など子育て支援に係る人材の確保
 - ・養成と質の向上

②子育ても仕事もしやすい環境づくり

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的機運の醸成
- ・男性の育児参画を可能とする職場環境づくりや効果的な意識啓発
- ・女性が働きやすい環境づくり
- ・子育て世帯住宅改修への支援

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
病児・病後児保育実施施設数	20か所	31か所	34か所
専門的な研修を修了した子育て支援者数	85人	1,850人	2,350人

【安心】 1. 一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりの推進
～子育て満足度日本一の実現～

(2) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

■ **現状と課題**

- ・ 県内の児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、ここ5年間でほぼ倍増しており、社会的な支援を必要とする子どもや家庭も増加傾向にあります。
- ・ 母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭等では、経済的負担だけでなく、母又は父親が就業、家事や子育てを一人で担っていることが多いため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。
- ・ 子どもの貧困率が諸外国に比べて高いことや、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率が低いこと、世代を超えた「貧困の連鎖」の問題など、子どもの貧困に対する対応が求められています。
- ・ 発達障がいなど気づかれにくい障がいの場合、発見の遅れや、親が事実を受け入れられないなどの理由により、早期の療育につながりにくく、また、障がいの特性や療育支援等の情報が学校に十分伝わらないことにより、学校生活にうまく適応できなくなることがあります。

■ **これからの基本方向**

- ・ 児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで関係機関と連携した切れ目のない支援を強化するとともに、より家庭的な環境を整えるなど社会的養護の充実に取り組みます。
- ・ 母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭等のそれぞれのニーズにあった子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保対策を総合的・複合的に展開します。
- ・ 子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備を計画的・総合的に進めます。
- ・ 障がいの早期発見・早期療育のため、乳幼児健康診査等や家族に対する相談支援体制を充実するとともに、医療、保健、福祉、教育、就労などの関係機関が連携し、障がいのある子どもと家族へのライフステージに応じた一貫した支援を推進します。

■ **主な取り組み**

①子育ての悩みや不安の解消等、虐待の予防体制の強化

- ・ 子育てに関する相談体制（いつでも子育てほっとライン）の充実
- ・ 地域子育て支援拠点における交流や育児相談などきめ細かな支援の充実
- ・ 望まない妊娠や出産等の悩みに応じる相談体制の充実

②児童虐待に対する取り組みの強化

- ・ 児童虐待の未然防止などのため、専門的な相談体制の充実

- ・ 支援が必要な家庭の見守り体制の強化や、医療機関、学校、警察、保育所、幼稚園、認定こども園等との連携強化
- ・ 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化

③社会的養護の充実

- ・ 児童養護施設等のケア形態の小規模化、地域分散化、高機能化の促進
- ・ 家庭的雰囲気の中で養育できるよう里親制度の普及・啓発や里親等委託を推進
- ・ 親からの支援が受けられない子どもの社会的自立に向けた支援の強化
- ・ 大分こども心理療育センターなどを活用した情緒障がいのある子どもへの支援強化

④ひとり親家庭への支援

- ・ 子育てや生活、就業などに関する相談事業の充実と母子家庭等就業・自立支援センター等と連携した就業支援サービスの提供、資格取得への支援
- ・ 弁護士無料法律相談会等による養育費確保支援の強化、面会交流に対する支援充実
- ・ 児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金、医療費助成などの経済的支援

⑤子どもの貧困対策の推進

- ・ 子どもの貧困対策に関する計画を策定し、教育、生活、保護者に対する就労、経済的支援などの総合的な対策を推進

⑥障がい児への早期支援の取り組みの強化

- ・ 乳幼児健康診査等及び相談・療育支援体制の充実
- ・ 児童発達支援センターを中核とした関係機関ネットワークによる、ライフステージに応じた一貫した支援の推進
- ・ 障がいのある子どもの家族に対する相談支援体制の充実と親の会の活動支援の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
里親等委託率	28.2%	33.3%	33.3%

【安心】 1. 一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりの推進
～子育て満足度日本一の実現～

(3) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

■ **現状と課題**

- ・ 25～34歳の独身の男女が結婚できない理由は、ともに「適切な相手にめぐり合わない」が第1位となっており、若者の出会いへの支援が求められています。
- ・ さまざまな要因により不妊に悩む夫婦が増加していることから、不妊に対する施策の充実が求められています。
- ・ 安全で安心して妊娠・出産できる体制を整えるとともに、母親が安心して子育てができるよう、地域での切れ目のない母子保健施策が求められています。また、母子を取り巻く関係機関のさらなる連携の強化も必要です。
- ・ 産婦人科医及び小児科医は、近年、増加傾向にあるものの、中部医療圏及び東部医療圏への地域偏在が顕著であり、いつでも、どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができる医療提供体制の整備が求められています。
- ・ 少子化や核家族化など母子を取り巻く環境の変化に伴い、育児に取り組む親の孤立化が生じており、特に母親の多くが抱える育児不安への対策が求められているとともに、親になる準備期ともいえる思春期の子どもたちへの働きかけも必要です。

■ **これからの基本方向**

- ・ 結婚・妊娠・出産・育児に関する県民の希望がかなうよう、切れ目のない支援を推進します。
- ・ NPOや商店街、市町村等と連携して、若者の出会いを応援します。
- ・ 不妊に悩む夫婦への支援や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を推進します。
- ・ 子どもの健康づくりを推進するとともに、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
- ・ 切れ目のない支援を行うため、母子保健・育児支援のネットワークを強化し、母子保健体制の充実を図ります。
- ・ 安心して子どもを産み、子育てができるよう、周産期及び小児医療体制の整備を推進するとともに、医療費負担の軽減を図ります。
- ・ 母親の育児不安に対する支援や思春期の保健対策などを推進します。

■ **主な取り組み**

① **結婚・妊娠・出産への支援**

- ・ 次代の親になること等を意識する機会として、仕事やお金、結婚や子育てといったライフデザインに関する学習の充実
- ・ 市町村やNPO等と連携した出会いの応援
- ・ おおいた妊娠ヘルプセンターの充実と妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発
- ・ 不妊治療費助成事業の充実や不妊専門相談センターの活用促進

- ・ 地域の実情に応じて妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター整備の推進
- ・ 結婚や子育てをテーマとしたポジティブキャンペーンなど、九州各県と連携した広域的な支援の推進

②安全で安心して出産できる体制づくり

- ・ 地域中核病院等における産科医確保への支援
- ・ 県内の産婦人科医と連携した総合的な周産期医療体制の充実

③小児医療体制の整備と医療費負担の軽減

- ・ 地域中核病院等における小児科医の確保
- ・ 応急措置の助言などを行う「こども救急医療電話相談」の実施
- ・ 休日・夜間における重症度に応じた小児救急医療体制の確保・充実
- ・ 子どもに対する医療費助成の充実
- ・ 小児慢性特定疾病児童に対する医療費の助成
- ・ ひとり親家庭等の医療費の助成

④子どもの健やかな発達と育児不安を抱える親への支援

- ・ 妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診促進と質の向上
- ・ 慢性疾患児などに対するフォローアップ体制の充実
- ・ 育児不安を抱える親、特に産後の母親に対するメンタルケアの推進
- ・ 産婦人科医と小児科医の連携のもと、出産前から小児科医の保健指導を受けられる育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット）事業の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
出合い・結婚に関する支援を実施している市町村数	10	18	18

**【安心】 1. 一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりの推進
～子育て満足度日本一の実現～**

<子育て満足度日本一の実現について>

■ 大分県は子育て満足度日本一をめざします

- ・子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。
本県では、平成21年度から「子育て満足度日本一」の実現をめざして、地域や社会が子育てを応援し、子育ての喜びを感じられる環境づくりを進めています。この取り組みを通じて、より多くの子どもの笑顔をはぐくみ、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県の未来を拓きます。
- ・また、「子育て満足度日本一」の実現に向け、子どもの保護者や子育て支援関係者、有識者などからなる「おおいた子ども・子育て応援県民会議」において、取り組みや指標について議論を行い、めざす姿である「一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会」をイメージしやすいように、5つの具体像を新たに設定しました。

■ 子育て満足度日本一の評価とは

- ・「子育て満足度日本一」の総合評価は、成果指標により行うこととし、各指標の全国順位を平均した総合順位が日本一となることをめざします。
- ・評価指標は、「子育て満足度」に内容が深いと考えられる指標を、5つの具体像ごとにそれぞれ2つ設定しています。
- ・本プランにおける取り組みの進捗を毎年きめ細かく評価することにより、PDCAサイクルを強化し、県民の皆さんが実感できる「子育て満足度日本一の大分県」の実現をめざします。

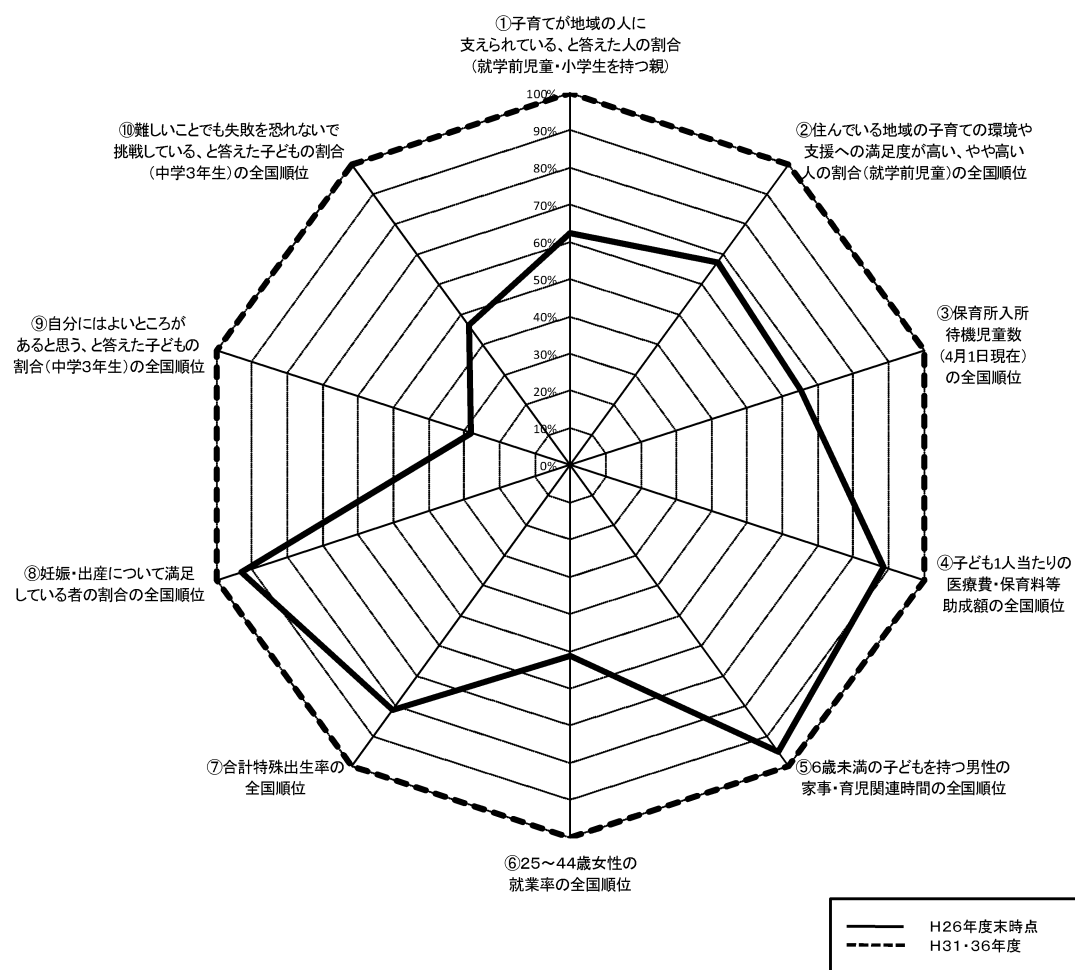
【「子育て満足度日本一」がめざす5つの具体像】

- (1) 地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる
- (2) 必要な時に子育て支援サービスを利用することができる
- (3) 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる
- (4) 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる
- (5) かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

「おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)」総合的な評価指標

具体像	指 標	基準値 (H26年度末時点)	目標値 (H31・H36年度)
(1) 地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる	①子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	62.4%	100.0%
	②住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合(就学前児童)の全国順位	19位 24.5%	全国トップ レベル(5位) (現況5位 39.2%)
(2) 必要なときに子育て支援サービスを利用することができる	③保育所入所待機児童数(4月1日現在)の全国順位	20位 42人	全国トップ レベル(5位) (現況5位 0人)
	④子ども1人当たりの医療費・保育料等助成額の全国順位	10位 10,081円	全国トップ レベル(5位) (現況5位 13,646円)
(3) 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、互いに喜びを感じることができる	⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間の全国順位	7位 86分	全国トップ レベル(5位) (現況5位 93分)
	⑥25～44歳女性の就業率の全国順位	26位 71.7%	全国トップ レベル(5位) (現況5位 79.1%)
(4) 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる	⑦合計特殊出生率の全国順位	13位 1.56	全国トップ レベル(5位) (現況5位 1.64)
	⑧妊娠・出産について満足している者の割合の全国順位	8位 71.8%	全国トップ レベル(5位) (現況5位 74.3%)
(5) かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる	⑨自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合(中学3年生)の全国順位	36位 65.7%	全国トップ レベル(5位) (現況5位 72.3%)
	⑩難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している、と答えた子どもの割合(中学3年生)の全国順位	28位 67.9%	全国トップ レベル(5位) (現況5位 73.6%)
総合全国順位 目標値への達成率		15位 67.9%	1位

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート



【安心】 2. 健康長寿・生涯現役社会の構築 ～健康寿命日本一の実現～

(1) みんなで進める健康づくり運動の推進

■ 現状と課題

- ・本県の「平均寿命」は、全国トップクラスとなっており、今後も延伸する見込みです。これに合わせ、健康で活力あふれる暮らしを送ることができる「健康寿命」を平均寿命の延び以上に延伸することが、生活の質の向上及び持続可能な社会の構築のために重要な課題となっています。
- ・「健康寿命」の延伸のためには、県民自らが生活習慣病の発症予防と重症化予防のための行動を実行に移すとともに、社会全体で県民の健康を守り、支えるための環境づくりを進めることが必要であり、多様な主体による取り組みの拡充が求められています。
- ・高齢者が健康で自立した日常生活を営むためには、要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要介護状態になってもその悪化を防止し、改善させる取り組みが必要です。
- ・健康問題、経済・生活問題、家庭問題などさまざまな社会的要因を抱えた自殺による死亡者数が依然として高い水準にあるため、自殺予防の取り組みの充実や、自死遺族に対する支援の充実が求められています。

■ これからの基本方向

- ・県民が、健康を育む生活を送ることで幸福を感じ、生涯にわたり活力のある生活を送ることができる社会の実現のため、県民参加型の健康づくり運動を展開します。
- ・予防可能である生活習慣病の対策とその管理を行うとともに、民間活力を含めた地域、職域、学校、家庭等が社会全体で相互に連携する体制づくりを推進し、誰もが健康になる環境の構築をめざします。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活が送れるよう、医療・保健・福祉関係機関や団体等と連携して、県民が主体となって取り組む介護予防の推進を図ります。
- ・自殺を考えている人を一人でも多く救うため、関係機関の幅広い連携によって、誰も自殺に追い込まれることのない社会をめざします。

■ 主な取り組み

①健康づくりのための県民運動の展開

- ・ライフステージに応じた県民総ぐるみの健康づくりの推進
- ・総合型地域スポーツクラブの活用による日常的な運動・スポーツ活動の推進
- ・医療保険者、保健医療、教育、報道、企業等の関係機関が連携し健康づくりを推進
- ・愛育班、食生活改善推進員、健康づくり推進員等による、県民主体の組織活動の促進
- ・生活習慣の改善のため、「減塩マイナス3g・野菜摂取350g・歩数プラス15

00歩」を推進

- ・健康増進・予防への取り組みを促すためのインセンティブ付与制度の導入

②対象を明確にした生活習慣病対策の推進

- ・データヘルス等の活用による健康課題の分析と対応
- ・ターゲットを絞った食事・運動等生活習慣改善の普及啓発及び定着の促進
- ・むし歯予防対策・歯周病対策・口腔機能向上対策の推進
- ・がん検診の受診率向上や治療と就労の両立支援などがん対策の推進
- ・高血圧、糖尿病等の重症化予防対策の推進

③健康を支える社会環境の整備

- ・おいしい減塩食を普及する「うま塩プロジェクト」の推進等による健康応援団店舗や事業所の増加
- ・公共施設や職場における受動喫煙防止対策の推進
- ・市町村、住民組織等の健康づくり事業実施情報を統合・発信するシステムの構築
- ・積極的に健康づくりに取り組む事業所の支援・認定による健康経営事業所の拡大

④介護予防の推進

- ・サロンでの介護予防体操の普及など、県民主体の介護予防活動の支援と参加促進
- ・生活機能を維持し、自立を支援する取り組みを実践する事業所の育成
- ・リハビリ専門職等を活用した、心身・生活機能の改善に向けた取り組みの推進

⑤総合的な自殺対策の推進

- ・自殺予防の普及啓発、電話相談や対面型相談など相談支援体制の充実
- ・相談支援や自死遺族支援に携わる人材の養成と質の向上
- ・自殺を考えている人や未遂者等を関係機関が連携して支えるネットワークの構築

■ 目標指標

指標名		基準値 (H26年度)	目標値	
			H31年度	H36年度
健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）	男性	69.85歳 (H22年度)	71.80歳	73.75歳
	女性	73.19歳 (H22年度)	75.11歳	77.03歳

【安心】2. 健康長寿・生涯現役社会の構築 ～健康寿命日本一の実現～

(2) 安心で質の高い医療サービスの充実

■ 現状と課題

- ・健康で長生きできる生活を支えるためには、その前提として、いつでも、どこに住んでも適切な医療サービスを受けられる体制づくりが求められます。
- ・医師・看護師などの不足や地域偏在が問題となる中、将来の地域医療を担う医師等の確保のため、引き続き持続的・長期的な取り組みが求められています。
- ・超高齢化社会に見合った「治す医療」から「地域全体で、治し・支える医療」への転換と急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される、地域完結型医療の推進が求められています。
- ・在宅の精神障がい者が夜間・休日に急変した場合、対応できる医療機関が少ないことから、24時間の救急医療体制の充実が求められています。
- ・医学の進歩した今日においても、依然として原因不明で治療方法が確立していない難病が数多くあり、療養上の悩み、医療費などの経済的不安を抱える患者や家族も多く、適切な支援が求められています。
- ・県立病院は、高度・専門医療や感染症対策などの政策医療の充実を図ってきましたが、引き続き県民医療の基幹病院として機能の充実が求められています。平成27年度から実施する大規模改修工事への対応やさらなる経営基盤の強化が必要です。

■ これからの基本方向

- ・救急医療・災害医療体制の一層の充実・強化や国民健康保険運営の安定化、かかりつけ薬局の推進など、生涯を通じて地域で安心して医療サービスを受けられる体制の充実・強化に努めます。
- ・へき地等の地域医療を担う医師や看護師など医療従事者の確保・育成に努めます。
- ・医療機関等の機能分化と連携を推進し、受け皿となる地域の病床の確保や、在宅医療の充実等地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の整備に努めます。
- ・夜間・休日に対応可能な県立精神科の設置に向けた検討を行うとともに、精神科救急医療・災害精神科医療体制の一層の充実・強化に努めます。
- ・難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保、相談・支援体制の充実を図ることにより、患者や家族の不安や悩みを軽減し、療養生活の質の維持向上を図ります。
- ・県立病院は医療制度改革に対応して急性期機能の強化を図るとともに、中期事業計画を策定し医療機能の充実や経営基盤の強化に努めます。

■ 主な取り組み

①医療従事者等の育成・確保

- ・大分大学等との連携強化による医師の育成・県内定着の推進
- ・高度な技能・専門性を持つ看護職及び在宅医療に適切に対応できる看護職の育成確保
- ・無医地区巡回診療や代診医派遣の充実、へき地診療所などの施設・設備の整備

②救急医療等医療体制の充実・強化

- ・病状に応じた救急、小児救急医療提供体制の整備
- ・夜間・休日に対応可能な県立精神科の設置等による救急医療体制の充実
- ・ドクターヘリの運航や隣県との連携による迅速な広域救急医療体制の充実
- ・災害拠点病院の機能強化や災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の出動体制の充実、医療救護体制の整備

③医療機能の分化と連携等による地域医療の充実

- ・地域医療構想（ビジョン）に基づく医療機能の分化・連携による切れ目のない医療提供体制の確立
- ・医療・介護の多職種連携による在宅医療の充実
- ・ICTを活用した医療情報ネットワーク構築の推進
- ・適切かつ安定的な国民健康保険制度の運営に向けた市町村との共同体制の構築

④難病患者等への支援の充実

- ・指定難病患者への医療費助成と難病相談・支援センターの機能強化

⑤県立病院のさらなる機能強化

- ・高度・専門医療や政策医療などの医療機能の充実
- ・急性期病院の役割を果たし地域の医療機関との連携を強化
- ・計画的な人材確保と育成
- ・大規模改修による安心・安全な医療の提供と経営基盤の強化

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
地域中核病院の医師充足率	73.5%	77.8%	100%

【安心】2. 健康長寿・生涯現役社会の構築 ～健康寿命日本一の実現～

(3) 高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築

■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化の進展に伴い、地域活動等の担い手が減少する中で、これまで以上に、高齢者が豊かな知識や経験を生かし参画することが求められています。
- ・ 生涯現役で働き続けられる環境の整備のほか、多様な形態による雇用・就業を促進し、高齢者の雇用・就業に対する総合的な支援も求められています。
- ・ スポーツや芸術・文化活動に対する高齢者の参加意欲が高まる中、誰もが参加できる環境づくりが求められています。
- ・ 少子高齢化の進展や世帯構造の変化等により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、家庭や地域の支え合い機能の低下が懸念される一方、今後も増加が見込まれる医療・介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みづくりが必要です。
- ・ 今後さらに増加することが見込まれる認知症の方とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、支援の強化がより一層求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 一人暮らし高齢者世帯等に対する生活支援や子育て世帯に対する育児支援活動など、高齢者の地域貢献活動を推進します。
- ・ 生涯現役社会の実現に向けて高齢者の活躍の機会を拡大し、その能力を発揮し、また、高齢者の希望する多様な形態での労働ができるよう就労環境の整備に努めます。
- ・ 高齢期を健康で豊かに過ごすため、スポーツ、芸術・文化活動などに参加し、ふれあいや学ぶ機会の充実を図ります。
- ・ 高齢者の誰もができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- ・ 県民が認知症について正しく理解するための普及啓発や地域で見守り支援する体制づくり、認知症を早期に発見し状況に応じた適切なケアが行える医療提供体制の整備など、認知症施策の充実を図ります。

■ 主な取り組み

① 生きがいづくりや社会参画の促進

- ・ 高齢者による子育て支援や高齢者に対する見守り・声かけなどの地域活動への参加促進
- ・ 高齢者がサロン等で介護予防や生活支援活動での指導者となるための人材育成
- ・ 老人クラブ活動の活性化に向けた団塊の世代の加入促進や後継リーダーの育成支援
- ・ 地域における生活支援等の担い手としての取り組みの充実
- ・ 豊の国ねんりんピック（スポーツ・文化）による高齢者の生きがいづくりと健康づくりの促進

- ・高齢者が生涯現役で活躍できるための雇用環境の整備

②安心して暮らせる基盤づくりの推進

- ・高齢者の生活支援ニーズに応えるための多様な主体によるサービス提供体制の充実
- ・要介護高齢者等を支える介護サービス基盤の整備と大分大学等関係機関と連携した介護人材の確保・育成
- ・介護福祉機器や介護ロボット等の導入による介護職の負担軽減やICTを活用した業務の効率化などによる介護職場の雇用環境の改善
- ・要介護高齢者等を在宅で支えるための医療・介護連携の推進
- ・地域ケア会議の充実と事業所や県民の理解促進などによる自立支援型ケアマネジメントの推進
- ・自立支援型サービスを実践する介護サービス事業所の育成
- ・高齢者が安心・安全に暮らせる良質な住まいの確保

③認知症施策の推進

- ・学校や企業、地域住民などに対する認知症についての正しい理解の普及啓発
- ・認知症サポーターの養成と見守り支援ネットワークの構築及び社会参加の支援
- ・医療・介護従事者向けの研修実施や大分オレンジドクターの養成による医療・介護連携体制の強化
- ・認知症予防に向けた調査・研究と、その成果を踏まえた対策を推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
65歳以上のボランティア活動参加者数	18,173人	19,200人	20,000人
要介護認定を受けていない高齢者割合の全国順位	24位	11位	全国トップレベル

【安心】 3. 障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進

(1) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

■ 現状と課題

- ・障がい者が地域で安心して生活していくためには、さまざまな地域生活の場面において、先入観や偏見、誤解などにより不利益を被り、孤立したり、困難な状況に陥ることがないように、障害者差別解消法に基づく取り組み等を通じ、地域住民の理解の促進や相談・紛争解決体制の整備を図る必要があります。
- ・障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会実現の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送れるよう、必要なサービス提供基盤の整備を図る必要があります。
- ・施設や病院に入所（院）している障がい者が、グループホームなど自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行・定着支援や、相談支援体制の充実など地域で安心して暮らせる体制の整備が求められています。
- ・平成25年の精神病床の平均在院日数は、全国平均より100日以上長い402.1日となっており、その短縮を図る必要があります。
- ・障がい者が生き生きと個性を發揮しながら生活をより豊かにしていけるよう、芸術・文化活動やスポーツ、交流活動などへ気軽に参加できる環境づくりが求められています。

■ これからの基本方向

- ・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を図ります。
- ・障がい者が身近な地域で安心して自立した生活が継続して送れるよう、個別の支援ニーズに応じて利用する居宅介護などの訪問サービスや生活介護、就労継続支援などの通所系サービスの提供体制の整備を推進します。
- ・施設や病院に入所（院）している障がい者が、地域生活にスムーズに移行できるよう、生活訓練や相談支援体制などを整備・充実するとともに、家族や地域住民の理解の促進、住まいの場の確保等、地域定着支援の体制整備を推進します。
- ・芸術・文化活動やスポーツ・レクリエーションの振興を図ることにより、障がい者の自立や社会参加を推進します。

■ 主な取り組み

①障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進

- ・差別の解消に資する条例等の制定による、啓発活動や知識の普及、及び紛争解決のための体制の整備
- ・地域住民との交流による理解の促進

②サービス提供基盤の整備

- ・居宅介護、生活介護、就労継続支援などのサービス提供体制の整備
- ・在宅の障がい児が身近な地域で相談・支援を受けられる療育支援体制の充実
- ・自閉症などの発達障がいや交通事故などによる高次脳機能障がいのある人への支援
- ・障がいのある子どもの家族に対する相談支援の充実
- ・障がい者（児）に対応可能な歯科診療体制の整備

③地域生活への移行促進

- ・グループホーム等地域生活における住まいの場の確保
- ・主体的な自立生活を支える相談支援体制の強化
- ・地域移行・地域定着を支える人材の確保と専門性の向上
- ・精神科病院に入院している障がい者の地域移行・地域定着の促進

④芸術文化・スポーツの振興と社会参加の推進

- ・大分国際車いすマラソン大会や障がい者スポーツ大会の開催などによる競技スポーツの振興
- ・障がい者アートに対する県民理解の促進や創作活動に関する環境づくりへの支援
- ・NPOやボランティアなどのサポートによる障がい者の社会参加・交流活動の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
グループホーム利用者数	1,325人	1,672人	2,000人

【安心】 3. 障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進

(2) 障がい者の就労支援

■ 現状と課題

- ・ 障がい者が地域で自立して暮らせる社会の実現のためには障がい者の雇用促進が重要であり、また、障害者雇用促進法の改正により法定雇用率の算定対象に精神障がい者が加えられる等、身体障がい者だけでなく、知的障がい者や精神障がい者の雇用の促進が求められています。
- ・ 大分県の障がい者の平均工賃は全国平均を上回っていますが、さらなる工賃の向上に向けた取り組みが求められています。
- ・ 障がい者の就労にあたっては、個々の障がい特性に応じたきめ細かな対応が求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 障がい者雇用の場の拡大、職業訓練などの就労対策を障がいの特性に応じて総合的に実施し、障がい者雇用率日本一をめざします。
- ・ 障がいの特性や障がい者の個別のニーズに合わせ、就業面と生活面を一体的に支援する体制づくりに取り組みます。
- ・ 共同受注、共同販売などの取り組みを進めるとともに、展示販売の場を提供するなど、障がい者の製作した商品の普及宣伝を推進します。
- ・ 障がい者が学校卒業後に円滑に就労できるよう、在学中から就労体験を行うとともに、職業技能の習得や関係機関との連携強化を図ります。

■ 主な取り組み

①障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実

- ・福祉・医療の分野をはじめとした各業種における障がい者雇用の促進
- ・障がい者雇入れ体験などによる障がい者雇用への理解促進
- ・障がい者の職業能力開発、雇用環境整備、雇用機会の拡大、定着支援
- ・障害者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実
- ・知的障がい者・精神障がい者の県庁での職場実習と雇用の機会の提供及び市町村での雇用機会の拡大
- ・就労継続支援A型事業所の設置・拡大のための支援の充実
- ・特別支援学校高等部生徒に対する就労支援の強化

②障がい者の工賃向上のための支援の充実

- ・共同受注、共同販売体制の確立及び障がい者による製品、商品の紹介や販売の場の提供
- ・人材育成や事業所間ネットワーク構築による工賃向上への担い手づくり
- ・アドバイザー派遣によるコスト削減、技術向上、製品開発、販路拡大の支援
- ・障害者優先調達推進法に基づく国、県、市町村からの優先調達の推進
- ・農業団体等との連携強化による農作業の受注促進や障がい福祉サービス事業所で生産された農産物の販売支援

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
障がい者雇用率の全国順位	2位	1位	1位
障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額 の全国順位	12位 (H25年度)	全国トップレベル	全国トップレベル

【安心】 4. 恵まれた環境の未来への継承 ～おおいたうつくし作戦の推進～

(1) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

■ 現状と課題

- ・ 本県は緑豊かな山野、清らかな河川、変化に富んだ海岸線など豊かな自然に恵まれ、県土面積の約28%が自然公園に指定され、全国平均の約2倍となっています。このような自然を将来に継承できるよう、自然共生社会づくりを進める必要があります。
- ・ 多くの野生動植物が生息・生育の場を失うなど生物多様性の危機が進行し、生物多様性保全が国家レベルの課題となっています。
- ・ 自然志向が高まり、多くの人々がハイキング、キャンプ、トレッキングなどを通して自然のフィールドを利用しています。しかし、植物の採取やごみの放置など自然を傷つける行為も後を絶たないため、利用者の自然を守る意識を高める必要があります。
- ・ 農山漁村は水源かん養や自然環境の保全などの多面的機能を有しており、県民に多様な恩恵をもたらしています。
- ・ 源泉数、湧出量ともに日本一を誇る本県の温泉資源は、「おんせん県おおいた」を支える大きな財産です。発電など地熱・温泉熱の利用が増加する一方で、地域によっては温泉資源の衰退が懸念されています。
- ・ 近年、日本ジオパークや世界農業遺産の認定、ユネスコエコパークの取り組みなど、本県の豊かな自然や地域資源を見つめ直す機運が高まっており、これらの地域資源の活用が期待されています。

■ これからの基本方向

- ・ より多くの県民が自然への理解を深めるよう自然とふれあう機会をつくるとともに、自然保護活動の推進を図ります。本県の有する豊かな自然や生物多様性は県民共通の財産であり、その恵みを将来にわたり享受していくため、「生物多様性おおいた県戦略」により、県民全体で保護・保全していく体制づくりを推進します。
- ・ 森林や農地等が有する多面的機能の維持保全活動を推進します。
- ・ 貴重な資源である温泉の持続可能な利用に向けて、温泉資源の保護と適正利用を推進します。
- ・ 日本ジオパークや世界農業遺産などの多様な地域資源の保全と活用を図るとともに、持続可能な取り組みとなるよう支援します。

■ 主な取り組み

①自然や生物多様性の保護・保全と適正利用の推進

- ・生物多様性の価値と保全活動に関する県民意識の高揚や保全活動への積極的な参加の促進など、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」を踏まえた取り組みの推進
- ・身近な生きものとのふれあいなど、自然に親しむ取り組みの推進
- ・山岳、草原、海岸など、貴重な自然景観の保全の推進
- ・希少野生動植物の保護をはじめ、多様な生物の生息・生育地として重要な森林や河川、干潟など豊かな生態系の保全の推進
- ・野生動植物の保護管理体制の充実強化
- ・自然保護NPOなどのネットワークの構築支援
- ・クラウドファンディングを活用したトラスト活動など、新たな環境保全の仕組みづくり

②快適な地域環境の保全と創造

- ・農地や水路などの維持保全活動による多面的機能の保全
- ・荒廃した竹林の整備等による幹線道路や観光地の良好な景観の再生
- ・都市住民や企業など県民総参加の森林づくりの推進
- ・藻場や干潟などの保全・再生による豊かな沿岸環境の整備
- ・自然環境の保全と調和に配慮した社会資本整備の推進
- ・県民との協働による里山づくりなど自然とふれあう都市公園の充実

③温泉資源の保護と適正利用の推進

- ・温泉の保護及び適正利用に向けた規制・指導の徹底
- ・地熱発電や熱利用による温泉の多目的利用の推進
- ・温泉資源保護の推進のための定期的な泉源調査の拡充

④日本ジオパークなどの地域資源を活用した地域振興の推進

- ・地域資源のブラッシュアップによるジオパーク活動の推進
- ・教育・学習活動等による地域資源の保全と活用の推進
- ・多様な地域資源を活用したジオツアーの推進
- ・宮崎県と連携したユネスコエコパークの登録推進、世界農業遺産、日本ジオパークなどを活用した広域的な地域づくりの促進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	80件	90件	96件

**【安心】 4. 恵まれた環境の未来への継承
～おおいとうつくし作戦の推進～**

(2) 循環を基調とする地域社会の構築

■ 現状と課題

- ・ 廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rの取り組みが着実に進み、ごみの排出量が削減され、廃棄物の最終処分量も減少してきています。今後も、資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減されるよう3Rの取り組みをさらに強化し、循環型社会づくりを進めていきます。
- ・ 不法投棄などの廃棄物の不適正処理は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状況にあるため、さらなる取り組みを行うとともに、産業廃棄物処理施設の整備・運営に関しては、安全・安心の観点から周辺住民との対話を進めていく必要があります。
- ・ 県内の大気環境及び水環境は、概ね良好な状態で推移しています。しかし、PM2.5など環境基準を達成できていない項目や、環境基準を未達成の河川や海域があり、事業所等に対する監視指導や生活排水対策などを推進する必要があります。
- ・ 県民が親しみを感じることができる豊かな水環境をつくることが重要であり、流域住民が主体となって県下全域で河川保全活動に取り組む必要があります。
- ・ 県民共有の財産である本県の海岸を大切に保全し、次世代に継承していく必要があります。

■ これからの基本方向

- ・ 廃棄物の削減のため、環境負荷が少なく、削減効果の高いリデュース・リユースを重点に3Rの取り組みを一層推進するとともに、不法投棄の未然防止対策などによる廃棄物の適正処理の徹底に努めます。
- ・ 良好な大気・水環境の維持・向上に努め、環境基準達成率の向上を図ります。
- ・ 流域住民が主体的に行う水環境保全活動を積極的に支援するなどして、あらゆる主体が河川保全活動に取り組む県民総参加の運動をめざします。また、県民自らの手によるきれいな海岸づくりを進めます。

■ 主な取り組み

①廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

- ・レジ袋削減、まちの修理屋さん、おいしい大分食べきりキャンペーン等 3 R の取り組みの推進
- ・県内で発生した廃棄物等を利用した県リサイクル認定製品の拡大及び利用促進
- ・巡回監視やスカイパトロールの実施等による産業廃棄物の不法投棄・不適正処理防止対策の強化
- ・産業廃棄物処理施設設置者と周辺住民との協議や説明会の開催などによる相互理解の促進
- ・「おおいた優良産廃処理業者評価制度」及び「優良産廃処理業者認定制度」の普及
- ・市町村や関係団体との連携による大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備

②大気・水環境対策の推進

- ・大気の常時監視と事業所に対する監視指導の強化
- ・PM_{2.5}発生源寄与率の把握のための成分分析と発生源対策
- ・公共用水域の常時監視と事業所に対する監視指導の強化及び水質環境基準の類型指定の見直し
- ・河川やダムなどの水環境改善の推進
- ・下水道や合併処理浄化槽など生活排水処理施設の整備推進
- ・浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導の強化

③県民総参加による豊かな水環境の創出

- ・県民、NPO、事業者などの多様な主体への水環境保全活動の拡充
- ・子どもたちによる水生生物調査や会議の開催など水環境教育・学習の推進
- ・源流域での水源保全・親水活動の推進
- ・講演会開催等による生活排水対策の普及啓発活動や各種団体などに対する排水指導の推進
- ・上流から下流、そして海岸へと展開する環境美化活動の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
ごみ総排出量	415,962 t (H25年度)	385,142 t (H30年度)	372,813 t (H35年度)
水質環境基準 (BOD, COD) 達成率	78.8% (H25年度)	92.4% (H30年度)	96.9% (H35年度)

【安心】 4. 恵まれた環境の未来への継承 ～おおいとうつくし作戦の推進～

(3) 地球温暖化対策の推進

■ 現状と課題

- ・地球温暖化により、極端な気象現象の増加や自然生態系、農林水産業、健康への影響が、今後一層深刻化してくることが懸念されています。世界共通の喫緊の課題である地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取り組み（緩和策）を促進し、低炭素社会づくりを進める必要があります。
- ・気温の上昇、降水量の変化などさまざまな気候の変化、海面の上昇、海洋の酸性化などが生じる可能性があり、災害、食料、健康などのさまざまな面で影響が生じることが予想されています。これらの影響を軽減するための取り組み（適応策）の必要性が高まってきています。
- ・平成24年度の温室効果ガス総排出量は、京都議定書の基準年（原則－平成2年度）に比べ、日本では6.5%増加（うち二酸化炭素排出量は11.5%増加）し、本県（速報値）では0.2%減少（うち二酸化炭素排出量は0.6%増加）しています。
- ・本県では、「大分県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し二酸化炭素排出量の削減目標を定め、家庭部門、業務部門、運輸部門における取り組みやエコエネルギーの導入促進、森林整備による二酸化炭素の吸収源対策などを推進してきましたが、東日本大震災以降は、火力発電の増加などにより温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。

■ これからの基本方向

- ・家庭、業務、運輸の各部門において、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の排出抑制対策をなお一層推進するとともに、気候変動の影響を軽減するための取り組みを進めます。
- ・地域の特性に応じたエコエネルギーの導入を促進し、その有効活用に向けた取り組みを推進します。
- ・森林の適正な整備・管理により、二酸化炭素の吸収量を向上させる森林吸収源対策を推進します。

■ 主な取り組み

①温室効果ガスの排出抑制対策等の推進

- ・家庭部門におけるインターネットを活用したエコ診断等による「見える化」の促進、エネルギー使用量等を削減する省エネ行動の普及促進
- ・九州7県で家庭の二酸化炭素排出削減等に取り組む「九州エコライフポイント」の推進
- ・業務部門における環境マネジメントシステム「エコアクション21」の導入促進や省エネ診断の推進、高効率の省エネ機器・設備の導入促進
- ・運輸部門における移動手段の転換促進、エコドライブなど環境に配慮した自動車の利用促進、次世代自動車や低燃費車の普及促進
- ・地球温暖化対策地域協議会、NPO等と連携した低炭素社会づくりを具体化する地域の取り組みの促進
- ・気候変動により農林水産業や生物多様性などに起こりうるさまざまな影響に適応する対策の実施

②エコエネルギーの導入促進

- ・県民、事業者、市町村などとの連携によるエコエネルギー導入
- ・農業ハウスの冷暖房に利用するなどさまざまな分野での温泉熱の活用支援
- ・再生可能エネルギーの供給と省エネを組み合わせ、災害にも強いスマートコミュニティ形成への支援

③森林吸収源対策の推進

- ・人工林の間伐や再造林などによる森林の二酸化炭素吸収能力の向上
- ・森林整備と環境との関係についての理解を深める森林環境教育の取り組みの推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
温室効果ガス排出量	39,374千t-CO2 (H24年度)	37,000千t-CO2 (H29年度)	32,000千t-CO2 (H34年度)

注) 上記目標値は、国の削減目標に基づき算出したものである。

【安心】 4. 恵まれた環境の未来への継承 ～おおいたうつくし作戦の推進～

(4) すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

■ 現状と課題

- ・ 本県の恵み豊かな自然環境を守り将来に継承するため、持続可能な「自然共生社会」や「循環型社会」、「低炭素社会」の実現をめざして、地域における身近なごみ拾い活動から、3Rの推進、自然環境の保護、さらに地球温暖化対策まで、広範囲にわたる環境問題に県民総参加で取り組む「ごみゼロおおいた作戦」を展開し、環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めてきました。
- ・ 「ごみゼロおおいた作戦」は、取り組みから12年が経過し、県民の環境意識が高まり、「大分はきれいだ」、「街がきれいになった」という声をよく聞くようになりました。その一方で、活動の牽引役である「ごみゼロおおいた推進隊」の構成員の高齢化や新規加入者の減少などにより、全体としての活動が広がりにくい傾向にあることから、県民総参加の取り組みとして活性化していく必要があります。
- ・ 美しく快適な大分県づくりを進めていくためには、県民一人ひとりが自らの問題として環境に関心を持ち、環境保全活動について自ら考え、主体的に行動することが必要であり、あらゆる世代やあらゆる場における環境教育がますます重要となっています。

■ これからの基本方向

- ・ 県民総参加の「ごみゼロおおいた作戦」の成果を活かして、さらに高みをめざすため、地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」に深化させ、県民意識のさらなる醸成と持続可能な活動基盤づくりに取り組みます。
- ・ 「おおいたうつくし作戦」の地域の牽引役である「おおいたうつくし推進隊」などの活動の活性化と参加者の拡大を促進します。
- ・ 地域の環境保全団体や行政との環境保全ネットワークを拡充し、団体が活動しやすい環境づくりを推進します。
- ・ 県民一人ひとりの環境に関する意識を高め、主体的に行動する人材をはぐくむため、子どもから大人までのあらゆる世代や家庭、学校、職場、地域などさまざまな場における環境教育を推進します。

■ 主な取り組み

① 県民総参加による環境保全活動の推進

- ・身近なごみ拾い活動に取り組む県民一斉おおいたうつくし大行動や、省エネ・地球温暖化対策等につながるキャンドルナイト、緑のカーテンなど、県民総参加による地域活性化をめざした環境保全活動の推進
- ・おおいたうつくし作戦の核となるおおいたうつくし推進隊等の団体の活性化と地域における自発的な環境保全活動に取り組みやすい環境の整備
- ・地域における環境保全団体と行政との情報共有や意見交換など、環境保全ネットワークの拡充
- ・環境美化や環境技術の開発などに功績があった個人や団体、企業などの顕彰
- ・ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用したおおいたうつくし作戦の間断のない情報発信

② 豊かな環境を守り育てる人づくり

- ・環境教育アドバイザーなど環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進
- ・自然体験などの環境ワークショップや環境教育アドバイザーの派遣などによる学校や地域における環境教育の推進
- ・NPO等多様な主体と協働した環境教育の推進
- ・環境教育を推進するための教材の整備とインターネットの学習サイト等を活用した効果的な情報提供

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
県民一斉おおいたうつくし大行動参加者数	354,556人	379,000人	404,000人

※平成27年度まではごみゼロ大行動参加者数

【安心】5. 安全・安心を実感できる暮らしの確立

(1) 犯罪に強い地域社会の確立

■ 現状と課題

- ・ 県下の刑法犯認知件数は平成16年以降減少を続けているものの、県民を不安に陥れる殺人などの凶悪事件の発生や高齢者を中心とした特殊詐欺被害の多発など、依然として厳しい治安情勢にあります。
- ・ 殺人や誘拐事件などの凶悪犯罪の前兆とみられる声掛け、つきまとい事案やストーカー・DV事案など、子どもや女性の安全を脅かす事案が多発しており、その安全確保に対して、迅速・的確な取り組みが求められています。
- ・ インターネットや携帯電話等の普及による犯罪の匿名化、広域化が進み、犯人の追跡が以前よりも更に困難となっており、初動段階での事案対処能力の向上が不可欠です。
また、潜在化する暴力団に対抗するため、県民や企業が一体となった暴力団排除意識の高揚が必要です。
- ・ 県民の誰もが犯罪の被害者となる可能性があり、その被害については、直接的な身体的・経済的被害のほか、精神的にも多くの被害を受けるため、犯罪被害者等の視点に立った支援施策を講じることにより、権利利益の保護が図られる社会の実現が必要です。

■ これからの基本方向

- ・ 県と県民、事業所が一体となった地域安全活動のさらなる展開を図るほか、警察官によるパトロールの強化など総合的な犯罪抑止対策を推進します。
- ・ 子どもや女性、高齢者を犯罪被害から守るため、地域や関係機関と連携した取り組みを強化し、安全確保対策を推進します。
- ・ 科学捜査力や情報分析能力の高度化など事案対処能力を向上させるとともに、客観証拠を重視した捜査を推進し、重要犯罪や特殊詐欺など県民に不安を与える犯罪を徹底検挙します。
- ・ 県民や事業所と一体となった暴力団排除活動のほか、暴力団による犯罪の取締りなど組織犯罪対策を推進します。
- ・ 犯罪被害者等の精神的・経済的被害の回復、軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むための支援施策を推進します。

■ 主な取り組み

①安全・安心なまちづくりの推進

- ・地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止・検挙対策の推進
- ・街頭防犯カメラの設置促進など犯罪の防止に配慮した環境の整備
- ・自主防犯パトロール隊に対する支援等地域住民の自主的な防犯活動の促進
- ・地域住民の安全と安心のよりどころとなる交番・駐在所機能の強化

②子ども・女性・高齢者を犯罪被害から守る取り組みの強化

- ・ストーカー・DV事案等への迅速・的確な対応の強化
- ・子どもや女性に対する声掛け、つきまとい事案等への迅速・的確な対応の強化
- ・高齢者を中心とした特殊詐欺等の被害撲滅に向けた取り組みの強化

③犯罪検挙対策の推進

- ・重要犯罪等の徹底検挙に向けた初動捜査体制の強化
- ・匿名化、広域化が進む特殊詐欺検挙対策の強化
- ・科学捜査力や各種捜査支援システムの充実・強化
- ・匿名性の高いサイバー犯罪対策の強化
- ・東京オリンピック等大規模イベントを見据えた各種テロ対策の推進

④暴力団等組織犯罪対策の推進

- ・行政・県民・事業所が一体となった暴力団排除活動の推進
- ・事件検挙と行政命令を連携させた取締りの強化と暴力団離脱者への支援活動の推進
- ・暴力団関係企業や共生者などの検挙による人的遮断と資金源遮断

⑤犯罪被害者等支援施策の推進

- ・総合的な対応窓口の充実・強化など犯罪被害者等への支援施策の推進
- ・犯罪被害者等のニーズに即した情報提供や助言などきめ細かい支援
- ・公益社団法人大分被害者支援センターが行う活動への必要な支援の充実
- ・犯罪被害者等を地域社会で支援していく気運の醸成

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
刑法犯認知件数	5,384件	4,600件以下	4,000件以下

【安心】5. 安全・安心を実感できる暮らしの確立

(2) 人に優しい安全で安心な交通社会の実現

■ 現状と課題

- ・交通事故件数や負傷者数は減少傾向にあるものの、高齢化の進展に伴い、高齢者が当事者となる死亡事故が多発しています。
- ・交通死亡事故の多くが脇見運転など基本的な交通ルールを守らないことから発生しており、ドライバーの安全運転意識の高揚が重要です。
- ・全国的に危険ドラッグを使用したドライバーによる悲惨な交通事故が発生しているほか、依然として飲酒運転による交通事故が発生しています。
- ・高速道路網の整備により、観光客や物流など交通量の増加が見込まれ、交通渋滞や高速道路での重大事故の発生が危惧されています。

■ これからの基本方向

- ・県民に対するシンプルでインパクトのある広報啓発に努め、高齢者等の交通事故防止対策を始め、県民一人ひとりの交通安全意識を高揚させる方策を推進します。
- ・交通事故原因の分析高度化により、事故の発生実態を詳細に分析し、交通事故多発場所・路線・時間帯等における交通事故抑止に資する交通指導取締りを一層推進します。
- ・高速道路も含めた交通の安全と円滑を図るため、道路管理者等の関係機関・団体と連携を強化し、交通安全施設などを計画的に整備します。

■ 主な取り組み

①交通安全意識の高揚

- ・行政の枠組みを超えた関係機関・団体と連携した総合的な高齢者対策の推進
- ・交通安全意識高揚に向けた県民総参加の交通安全活動の推進
- ・参加・体験型の段階的・体系的な交通安全教育の推進
- ・家庭、学校、事業所、地域などにおける啓発活動の充実
- ・交通安全情報など県民に対する分かりやすい情報発信

②交通秩序の確立

- ・交通事故の実態を踏まえた交通指導取締りと情報発信
- ・飲酒運転や危険ドラッグ使用による運転など悪質・危険な運転行為の根絶に向けた取り組みの強化
- ・良好な自転車交通秩序を実現するための施策推進

③交通環境の整備

- ・高齢歩行者、障がい者、自転車利用者等誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインを考え方を踏まえた信号機等交通安全施設や歩道の整備推進
- ・生活道路、通学路及び事故危険箇所等を対象とした交通安全施設等の重点的な整備推進
- ・交通管制システムや信号機の高度化による安全で円滑な交通環境の整備推進
- ・道路管理者と連携した各種安全対策の推進

④交通事故被害者等支援の充実

- ・交通事故被害者等に対する交通事故相談及び交通遺児等に対する支援の充実

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
交通事故死者数	56人	40人以下	35人以下
交通事故死傷者数	6,670人	6,000人以下	5,500人以下

【安心】5. 安全・安心を実感できる暮らしの確立

(3) 消費者の安心の確保と動物愛護の推進

■ 現状と課題

- ・商品やサービスの多様化により、高齢者や若者を狙った巧妙な手口の悪質商法やネットトラブルに関する苦情相談は複雑多様化、深刻化しており、相談体制の充実が求められています。
- ・消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的・合理的に行動することができるよう学校、地域、家庭、職域などさまざまな場における消費者教育の推進が求められています。
- ・さまざまな消費者のニーズに対応する商品やサービスの安全・安心を確保するため、事業者に対する監視指導の強化を図ることが必要です。
- ・入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設の営業形態は多様化するとともに、レジオネラ症患者が年々増加するなど、生活衛生に関する新たな健康被害や苦情、感染症に対する迅速で的確な対応が求められています。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律の改正などにより、人と動物が共生する社会の実現が求められています。

■ これからの基本方向

- ・消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、被害情報の早期把握や消費者の特性に配慮した情報提供をするとともに、地域において消費者団体や福祉関係団体などが連携し、高齢者が消費者被害に遭わないよう見守る体制づくりを推進します。
- ・ライフステージに応じた消費生活に関する教育を関係機関と連携して体系的に推進します。
- ・消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するとともに消費者の利益を守るため、公正な消費者取引や安全・安心な商品・サービスの提供の確保を推進します。
- ・市町村をはじめ消費者団体など関係機関との連携・協働により、地域に根ざした消費者主体の取り組みを推進します。
- ・県民生活に密着した生活衛生関係施設を安心して利用できるよう、衛生水準の向上に努めます。
- ・飼い主の飼育マナーの徹底や犬・猫の譲渡、不妊去勢などの取り組みを推進し、放棄される犬・猫の殺処分を減らすとともに、「犬・猫など身近にいる動物と人が共生する社会の実現」をめざします。

■ 主な取り組み

①消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

- ・高齢消費者の被害防止に向けた地域の見守りの促進
- ・若者や高齢者に対する消費者教育・啓発の推進
- ・相談員の養成・資質向上研修などによる相談体制の強化
- ・取引行為等の適正化に向けた事業者指導等の強化

②市町村や消費者団体等との連携・協働

- ・相談員資質向上研修など市町村の消費生活相談体制の充実にに向けた支援
- ・市町村の消費者啓発に携わる人材の育成支援
- ・消費者団体などの自主的活動への支援

③生活衛生関係施設の衛生水準の向上

- ・衛生講習会や試験検査による感染症対策の強化と迅速・的確な監視指導の実施
- ・生活衛生関係団体と連携した自主衛生管理体制の充実

④動物愛護啓発の推進

- ・犬・猫の譲渡や動物愛護教育などの中心的機能を担う動物愛護拠点施設の整備推進
- ・動物の所有者明示やしつけ、猫の室内飼育など動物の適正飼育の推進
- ・動物愛護推進員などと連携した動物愛護教育、動物由来感染症の知識の普及啓発の推進
- ・譲渡する犬・猫の不妊去勢手術や負傷時の治療の推進
- ・飼い主のいない猫の繁殖抑制対策の推進
- ・大規模災害時の被災動物対策の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
消費生活相談あっせん解決率 (県・市町村)	93.6%	95.1%	96.4%

【安心】5. 安全・安心を実感できる暮らしの確立

(4) 食の安全・安心の確保

■ 現状と課題

- ・ 食材偽装、食品への異物混入等の食品に係わる問題が次から次に発生しており、食品に対する不安や不信感を払拭し、安心と信頼の確保が重要になっています。
- ・ 食中毒、食物アレルギー等による健康被害が発生しています。健康被害を最小限に抑えるには、生産から消費に至るまでのフードチェーンの各段階での対策が必要です。
- ・ 県内企業が食品を輸出する際、特に水産・畜産食品では米国やEUなどから求められる衛生基準が高く、施設整備や国際的な衛生管理手法（HACCP）による対応が必要です。

■ これからの基本方向

- ・ 県民が安心して食生活を送るために、生産から消費に至る各段階で、関係機関が連携し、食の安全・安心の確保の取り組みを推進します。
- ・ 食品関連事業者に対して監視を強化するとともに、HACCPの導入を促進し、健康被害の未然防止を行うとともに、被害を最小とするために、危機管理体制の整備を推進します。
- ・ 食品に意図的に毒物等を混入させる事を防ぐフードディフェンス対策を行うなど、新たな課題に対応した取り組みを行います。
- ・ 農林水産物の生産工程の見える化を通じて、安全・安心な供給体制を整備します。

■ 主な取り組み

①食の安全・安心の確保対策の推進

- ・「大分県食の安全・安心推進条例」に基づく食品安全行動計画の実施
- ・食に関する適切な情報提供及びリスクコミュニケーションによる正しい知識の普及
- ・食品表示法に基づく表示の適正化の推進と偽装表示対策チーム等による監視指導の強化

②食品関連事業者などに対する衛生管理体制の推進

- ・H A C C Pの考え方に基づく、衛生管理体制の普及と指導の強化
- ・フードディフェンス対策としての製造工程のリスク管理体制の普及と指導の強化
- ・輸出を行う食肉・水産物等処理事業場等へのH A C C Pの導入促進と監視により衛生を確保
- ・食品衛生監視、指導及び啓発による食中毒防止対策の推進
- ・製造所、飲食店、量販店等の事業者に対し、関係機関と連携した研修会開催等による異物混入防止対策の推進

③安全・安心な農林水産物の供給体制の充実

- ・安全・安心な農産物を県が認証する「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」の普及、定着
- ・G A P（生産工程管理）やトレーサビリティシステムの普及・拡大による安全・安心の見える化
- ・化学農薬の使用量を減らすI P M（総合的病害虫管理）などの推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年	H36年
食中毒発生件数	11件	10件	9件

【安心】5. 安全・安心を実感できる暮らしの確立

(5) 健全な食生活と地域の食をはぐくむ食育の推進

■ 現状と課題

- ・栄養の偏りや食習慣の乱れなどによる生活習慣病の増加が社会問題となっ
ています。また、ライフスタイルの変化により孤食や個食が増え、基本的な食事マ
ナーの低下や、食に関する感謝の気持ち、食を大切にする心の希薄化など、食を取り
巻く多くの課題が発生しています。
- ・地域の伝統ある食文化を伝える機会が減少し、食文化の衰退が懸念されることか
ら、家庭や地域において郷土料理や伝統料理の継承の機会を増やす必要がありま
す。
- ・都市化やライフスタイルの変化により、農林水産物の生産現場に対する消費者の
関心が薄れてきています。
- ・いつでも食べ物が手に入る飽食の時代の中、食べ残しや食品廃棄物の増加が問題
となっています。

■ これからの基本方向

- ・食に関するさまざまな体験活動を県民運動として推進することで、生涯にわたっ
て健全な食生活を実践できる県民を育成し、県民の心身の健康増進をめざします。
- ・地域の特性を生かした食生活や伝統的な食文化の伝承と発展に取り組みます。
- ・生産現場と消費者をつなぐ地産地消を通じて、食への理解促進に取り組みます。

■ 主な取り組み

①健全な食生活を実現できる県民の育成

- ・家庭・学校・地域で連携し、「自分で作る“おおいた^{ごはん}の日”」を県民運動として推進
- ・大学や事業所等と連携し、青・壮年期における健全な食生活の実現に向けた取り組みの推進
- ・地域の食材を生かしたヘルシーメニューの取り組みの促進

②魅力あふれる「地域の食」づくり

- ・世代間の交流やツーリズム活動を通じた、地域の食文化の伝承と情報発信
- ・農作業体験や学校給食での地域食材の利用などを通じた、地域の農林水産物への理解促進
- ・地域食材の活用、エコクッキング、食品循環資源の活用などの取り組みを通じた環境に配慮した食生活の実現

③食育の普及啓発

- ・食に触れ、自ら体験し、食を感じることができるわかりやすい取り組みを通じた食育の普及啓発の推進
- ・食育に関する施策を効果的に実施するため、関係部局等と連携した食育イベントなどによる食育の普及啓発の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
朝食を毎日食べる児童・生徒の割合(小5)	90.0%	92.5%	95.0%

【安心】6. 人権を尊重し共に支える社会づくりの推進

(1) 人権を尊重する社会づくりの推進

■ 現状と課題

- ・同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる問題などさまざまな人権問題がある中で、人権に関する県民意識調査（平成25年実施）では、人権に関心がある人は47.3%、人権問題講演会等の参加経験は52.9%であり、人権尊重社会の確立に向けて体系的・効果的な人権教育・啓発を推進することが求められています。インターネット上の人権侵害やセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権問題など新たな人権問題に対応するとともに、同和問題をはじめとしたあらゆる人権課題の解決に向けた粘り強い取り組みが必要です。
- ・配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど、特に女性に対する暴力が女性の人権を侵害する社会問題となっており、暴力の根絶と男女の人権尊重に向けた早急な取り組みが必要です。
- ・学校教育において計画的に人権学習の推進が行われていますが、知識の習得にとどまっているとの指摘があり、実践的行動力の育成が課題です。

■ これからの基本方向

- ・人権尊重社会の実現を基本理念として、人権尊重意識を醸成する人権教育・啓発や人権問題に関する相談・支援・権利擁護の推進などさまざまな人権施策を総合的に進めます。
- ・同和問題を人権問題の重要な柱として取り組みます。
- ・女性への暴力を容認しない意識を広く社会に浸透させるとともに、相談、保護、自立支援などの被害者支援体制を充実し、男女共同参画実現のための男女平等と人権の尊重を守る環境づくりを進めます。
- ・人権が尊重される社会づくりを担える力をもった県民を育成するため、学校教育と社会教育の双方において日常的な人権教育、市町村・教育関係団体と協働した効果的な人権教育を推進します。

■ 主な取り組み

①人権行政の推進

- ・同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者などさまざまな分野における人権課題の差別解消に向けた教育・啓発の推進及び相談支援の充実
- ・マスメディア、ICTなどさまざまな手法を活用した啓発の促進
- ・市町村と連携した企業・団体内研修の促進
- ・教材・プログラムの開発・整備
- ・人権尊重意識の確立に向けた県職員研修の充実と市町村職員研修の支援促進
- ・関係機関と連携した人権問題の相談支援体制の強化

- ・人権尊重社会づくりに取り組むNPOの活動支援促進
- ・先進的、特徴的に人権尊重社会に取り組む県内の個人・団体への顕彰

②新たな人権問題への対応

- ・特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチ防止につながる多文化尊重意識の啓発促進
- ・セクシュアル・マイノリティの理解促進のための啓発
- ・接統事業者に対する措置要請などインターネット上の人権侵害への積極的な対応

③同和対策の推進

- ・同和問題解決に向けた施策の継続実施
- ・市町村の隣保館活動への支援

④男女共同参画実現のための男女の平等と人権の尊重

- ・女性に対する暴力を予防し、根絶するための広報・啓発活動の推進
- ・配偶者などからの暴力に対する相談・保護・自立支援体制の充実

⑤人権教育の推進

- ・人権教育を推進する指導者やファシリテーターなどの人材養成・活用
- ・学校教育における人権教育の推進体制及び指導方法などの充実
- ・社会教育における人権教育の推進体制整備及び学習活動への支援

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
人権問題専門研修受講者数(累計) (人権問題研修講師入門講座、 企業・団体啓発リーダー養成研修、 市町村人権啓発リーダー研修)	456人	1,206人	2,000人
体験的参加型人権学習を受講した 児童生徒の割合	91.3%	100%	100%

【安心】 7. 地域社会の再構築

(1) つながりを実感する地域社会の実現

■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行に伴い、人間関係が希薄化し、コミュニティ機能が低下するなか、支援を要する一人暮らし高齢者や引きこもり者等、社会的孤立状態にある人が増加しています。地域力を結集し、人と人とのつながりの再構築を進めることは喫緊の課題です。
- ・ そのため、県民一人ひとりのもとより、地域福祉活動を行う多様な主体による体制づくりや、地域の福祉ニーズに対応する人材の確保・育成が必要です。
- ・ また、年齢や性別、障がいの有無に関わりなく、すべての人が住み慣れた地域で個人として尊重され、安心して生活できるよう、県民や事業者のユニバーサルデザインへの理解・実践を推進するとともに、共助(県民同士の支え合い)による新たな支援のしくみや公的サービスのさらなる整備が求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 市町村や市町村社会福祉協議会との協働により、県民や福祉関係団体、民間企業等の福祉活動を推進するとともに、地域での連携を図ります。
- ・ 地域福祉の核となる人材を確保・育成、発掘するとともに、地域を支える人づくりに資する活動の場の充実を図ります。
- ・ 県民の共生意識を醸成しユニバーサルデザインを推進するとともに、地域住民・事業者等による支え合い活動や公的サービスの充実を図り、地域の福祉基盤を強化します。

■ 主な取り組み

①地域福祉を推進する体制づくり

- ・福祉関係団体や民間企業等の地域福祉活動の推進
- ・市町村社会福祉協議会のコミュニティワーク（地域資源を把握し地域住民と連携した取り組み）機能の強化支援

②地域福祉を支える人づくりと活動の場の充実

- ・地域福祉の要となる民生委員・児童委員の活動が円滑に進むよう、情報の共有化や業務内容のPRなどを促進
- ・社会福祉事業に従事する職員を確保するため、就職の斡旋や職場体験等を行うとともに、資質向上のための研修等を実施
- ・ボランティア活動を希望する人が円滑に活動できる仕組みづくりと多様な担い手の発掘
- ・自治会を中心とした支え合い活動等（小地域ネットワーク活動）の促進
- ・公民館等を活用したサロン活動など、地域の出会い・交流の場の充実

③多様な地域資源による基盤づくり

- ・生活に困窮する人が自立できるよう関係機関や地域で包括的に支援する体制の整備
- ・建築物や公共施設などのユニバーサルデザインの推進
- ・思いやりの心を醸成する、「こころ」のユニバーサルデザインの推進
- ・民間事業者等との協働による地域の見守り体制の整備
- ・判断能力が低下した人を支える市民後見人の養成を進めるなど、権利擁護の推進
- ・通院や買い物等移動に困難を抱える人への支援
- ・地域のコミュニティづくりにつながる祭りの広域開催や伝統芸能の継承等を支援

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
住民がサロン等交流の場に参加できる自治会の割合	52%	76%	100%

【安心】 7. 地域社会の再構築

(2) ネットワーク・コミュニティの構築

■ 現状と課題

- ・本格的な少子高齢化により、集落における買い物や高齢者の見守り、交通手段などの生活機能が低下しています。
- ・小規模集落は年々増加し、平成37年にその割合が37.3%まで上昇すると推計しており、現役世代や集落活動を担う人材がますます不足します。
- ・所有者の管理が不十分で放置された空き家等は増加の傾向にあり、倒壊や火災の危険性、環境や景観に与える影響など、さまざまな課題を抱えています。
- ・公共交通の利用者が減少し、過疎地域等におけるバス路線や離島航路等の廃止、縮小や減便など公共交通サービスの低下が進みつつあります。
- ・中山間地域等の集落では高齢者の移動手段の確保や災害時の孤立などの課題があり、その解消が急務となっています。

■ これからの基本方向

- ・人口減少の中で、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いを叶えるため集落の特徴的機能の強化と連携によるネットワーク・コミュニティの形成を推進します。
- ・安心・安全な地域社会の構築や賑わい創出のため、小規模集落対策に引き続き取り組みます。
- ・公共交通の確保・維持に加え、より少ない交通需要に対応したデマンド交通の導入や、地域のさまざまな団体との協働による移動手段の確保等により、地域の実状に応じた取り組みを進めます。
- ・中山間地域等では、地域と地域を結ぶネットワーク・コミュニティの形成を支える道づくりを推進します。

■ 主な取り組み

①ネットワーク・コミュニティづくりの推進

- ・ 集落同士が機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築
- ・ 社会福祉法人やNPOなど集落の多様な担い手の育成・多機能化の推進
- ・ ネットワークづくりのための住民組織の立ち上げや活動拠点の整備等自発的・持続的な運営を支援
- ・ 近隣地域に居住する地域の出身者などを新たな担い手として活用
- ・ ネットワーク化のためのデマンド交通など地域公共交通の確保やICTの活用

②小規模集落対策の推進

- ・ 買い物拠点づくりや廃校等を活用した地域の賑わいの場づくりの促進
- ・ 地域おこし協力隊・集落支援員を地域の世話役として活用
- ・ マッチングの強化などによる小規模集落応援隊のさらなる活用
- ・ 空き家適正管理の啓発及び相談体制の充実や地域活動などでの利活用の促進
- ・ 生活水の確保に取り組む市町村の支援
- ・ 過疎・離島・半島・振興山村地域などの対策推進

③生活交通の確保・維持

- ・ 地域の公共交通の中核的な担い手であるバス事業者に対する支援
- ・ 地域公共交通網形成計画の策定等によるバス路線の維持・確保
- ・ 社会福祉法人やNPO法人、自治会など地域の多様な担い手による新たな住民の移動手段の確保
- ・ 技術開発の状況に合わせた自動運転技術を活用した交通手段確保の検討
- ・ 離島航路事業者に対する助成と観光客など島民以外の航路利用の促進

④ネットワーク・コミュニティの形成を支える道づくりの推進

- ・ 地域と地域の連携・交流を支える道路整備の推進
- ・ 集落の孤立を防ぐ道路防災対策の推進
- ・ 路肩拡幅や離合所設置などきめ細やかな対応による生活道路の改善

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
ネットワーク化の希望を叶えた集落数	—	1,500集落	1,500集落

【安心】 8. 多様な県民活動の推進

(1) 未来を担うNPO（NPO法人・ボランティア団体・地域コミュニティ団体等）の育成と協働の推進

■ 現状と課題

- ・人口減少社会の到来や県民ニーズ、価値観の多様化、地域コミュニティ機能の低下などにより、福祉、環境、被災者支援などさまざまな分野でNPO・ボランティアの活躍が期待されています。
- ・本県のNPO法人数は508法人（平成27年3月末現在）ですが、事業規模が100万円未満の法人が約4割を占めており、資金不足や人材不足などにより、安定した活動が困難となっている法人も多くあります。そのため、NPOやボランティアの自立的活動基盤の強化を図る必要があります。
- ・地域課題の解決のためには、行政だけではなく、公益活動を行っているNPO、社会貢献に関心の高い企業など多様な主体が協働することが重要ですが、お互いの活動について情報が少ないことから、連携が進んでいません。NPO、企業、行政などが地域社会の課題を共有し、それぞれの役割の中で強みや特性を活かして、お互いを理解するための環境整備が大切です。

■ これからの基本方向

- ・NPO活動を活性化し、持続発展させるため、人材の育成や活動資金の確保、事業実施能力向上のための支援を充実します。
- ・南海トラフ巨大地震など、災害時の被災者への支援に取り組むNPO・ボランティアの活動を促進します。
- ・NPO、企業、行政などがお互いを理解し、連携が図れるような環境づくりに取り組みます。
- ・NPO活動や協働事例などの情報提供を充実することにより、県民の理解を深め、参加と協力を促進します。
- ・部局間連携を強化し、協働の推進を図ります。

■ 主な取り組み

①NPO・ボランティアの育成・活動支援

- ・おおいたボランティア・NPOセンターによる研修・講座の充実、NPOの活動支援（中間支援）を担える人材の育成や広報の強化
- ・ソーシャルビジネスをめざすNPOへの中小企業診断士の派遣等による支援
- ・認定・仮認定、指定NPO法人制度の普及啓発
- ・めじろん共創応援基金や企業等との連携による活動支援
- ・社会福祉協議会との連携による災害ボランティアセンターの運営リーダー育成及び活動支援
- ・NPOなど地域活動団体の情報を全庁で共有し、団体の活動をフォローアップする体制を整備

②協働に向けた支え合いの仕組みづくり

- ・協働して取り組む地域課題をNPOと県の双方から提示する提案公募型事業を実施することにより、多様な主体との協働モデルを創出
- ・NPOと企業の相互理解を深めるための出会いの場を設けるなど、NPOと企業との交流の促進
- ・平時から顔の見える関係を構築するため、市町村ごとの災害ボランティアネットワークの拡大及び強化
- ・行政の協働推進のための組織・機能の充実・強化と研修の拡充

③NPO活動と協働の県民理解・参加の促進

- ・おおいたNPO情報バンク「おんぼ」を活用し、NPO活動や協働事例を公開
- ・協働モデルを紹介する事例集の作成
- ・多くの人が集まる場所での協働事例の発表や協働実践講座の開催
- ・NPOとボランティアが集う交流の場の提供

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
県・市町村との協働件数	942件	1,067件	1,192件

【安心】9. 安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実

(1) 災害に強い人づくり、地域づくりの推進

■ 現状と課題

- ・ 今後50年以内に90%程度の確率で発生が予想される南海トラフ地震（被害想定：最大死者数約2万2千人、最大負傷者数約6千3百人）とともに、近年の異常気象により増加傾向にある洪水や土砂災害等の自然災害に対して、人的被害などを軽減するため、地域が主体となった、地域の特性に応じた事前の備えを強化する必要があります。
- ・ 地震・津波時における早期避難を確保するためには、県民の防災意識の醸成とともに、避難路、避難場所の整備と実践的な訓練を積み重ねていくことが必要です。
- ・ 洪水や土砂災害などに対しては、住民自らが適切に安全行動を判断し、避難行動に繋げていくことが重要です。
- ・ 消火、救急、救助業務などに対する住民ニーズの高まりや複雑多様化する災害に的確に対応していくため、消防力の充実強化が求められていますが、過疎化や少子高齢化の進行などにより消防団員が減少するとともに平均年齢が上昇するなど、地域の消防力の低下が危惧されています。

■ これからの基本方向

- ・ さまざまな災害への適切な対応ができる防災教育・訓練を実施するとともに、防災情報について幅広く機会を捉えて発信し、県民の防災意識の醸成を促進します。
- ・ コミュニティの維持・振興、ネットワークづくりに資し、自主防災組織の要となる「防災士」の養成とその育成、ネットワーク化を通じて、自主防災組織の活性化などを推進し、地域防災力を強化します。
- ・ 地震・津波発生時に、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、津波に対する危機意識の維持高揚を図るとともに避難訓練の定着を図ります。
- ・ 災害の種別に応じて、避難等のための体制強化などを図るとともに、住民自身による安全行動の普及・啓発を推進します。
- ・ 市町村や事業所などと連携し、地域防災力の中核として「地域密着性・要員動員力・即時対応力」を有する消防団の充実強化を図ります。
- ・ 大規模災害に対応するため、市町村の区域を越えた常備消防の広域的な消防相互支援体制の充実強化を図ります。

■ 主な取り組み

①防災教育の充実

- ・学校や地域、事業所における、あらゆる機会を通じた防災意識の普及・啓発の徹底
- ・地震体験車の活用や災害歴史の伝承などによる防災意識の醸成

②地域の防災力の強化

- ・自主防災組織等と事業所のワークショップ、訓練などを通じた連携・協働
- ・ジュニア防災リーダーや防災士の養成など自主防災組織の育成・強化と活性化
- ・災害ボランティアセンターを設置・運営する人材の育成
- ・避難行動要支援者について、行動計画作成マニュアルの普及啓発等による地域での支援体制づくりの推進
- ・食料などの常備備蓄・流通備蓄の充実
- ・企業の事業継続計画（BCP）の策定支援

③災害種別に対応したきめ細かな災害対策の充実、強化

- ・地域における実践的な避難訓練の定着促進
- ・台風や集中豪雨に係る避難勧告発令支援等住民の早期避難への取り組みや火山噴火に係る避難対策などの取り組みを強化
- ・災害種別や状況に応じて適切な安全行動を判断できるよう住民の防災行動力の育成を推進

④消防力の充実強化

- ・事業所や大学等と連携した若者や女性などの消防団への加入促進、消防団員の処遇の改善、装備の充実などにより消防団を充実強化
- ・常備消防の情報伝達訓練や実動訓練などにより相互応援体制を充実強化

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
自主防災組織避難訓練等実施率	44.3%	90%	90%
” (津波浸水想定区域)	(75.5%)	(100%)	(100%)

（２）大規模災害等への即応力の強化

■ 現状と課題

- ・南海トラフ巨大地震や豪雨災害などの大規模災害時に、ヘリコプターなどによる救助活動や医療活動、支援物資の調達及び輸送活動などの広域的な応援を、迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備していく必要があります。
- ・住民の避難行動の判断に必要となる河川水位や土砂災害危険度などの防災情報を住民へ確実に伝達する体制の整備などを推進していく必要があります。
- ・また、東日本大震災を踏まえ、近隣の原子力発電所の事故による放射性物質拡散の影響への対応や大分臨海部コンビナート地区の被災への対応など、地震・津波との複合災害への備えも必要です。

■ これからの基本方向

- ・南海トラフ巨大地震や豪雨災害による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な72時間を考慮し、消防や警察、自衛隊、医療機関などの関係機関と連携した救助・救援体制を充実・強化します。
- ・救助・救援、孤立集落支援など迅速で的確な災害応急対応を実施するため、市町村と連携して防災情報の収集、伝達体制を充実、強化します。
- ・近隣の原子力発電所の過酷事故による原子力災害に対して、地域防災計画（事故等災害対策編）に基づき、立地県や関係機関と連携して、原子力災害対策重点区域に準じた防災対策を推進します。
- ・大分臨海部コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止などを図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、背後地住民も含めた防災対策を推進します。

■ 主な取り組み

①救助・救援体制の確保

- ・ 広域防災拠点である大分スポーツ公園の設備・資機材の整備と応援部隊、救援物資などの受援体制の確立
- ・ 消防本部や自衛隊などの関係機関と連携、協働した実践的な防災訓練の実施
- ・ 関係機関との運用調整や他県との相互応援協定による防災ヘリコプターの確実な運行の確保
- ・ 被災者救援体制、防災関係機関の支援体制の充実
- ・ 避難行動要支援者への情報の伝達や地域での支援体制づくりの推進
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）出動体制の充実や災害拠点病院の機能強化など災害医療体制の充実
- ・ 災害時公衆衛生対策チームの整備など自然災害発生時の公衆衛生活動支援体制の充実
- ・ 大規模災害時に備えた災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制の整備
- ・ 地域を守る建設産業の担い手確保の推進

②住民への迅速な情報伝達

- ・ 的確な防災情報の発信、避難勧告発令などの市町村支援
- ・ 県民安全・安心メールの普及、定着の推進
- ・ 孤立集落への無線、衛星携帯電話など通信手段の普及

③原子力防災体制の整備

- ・ 立地県と協働した原子力防災訓練を実施し、防災情報の収集・伝達、放射線防護措置の実施体制を強化
- ・ 緊急時情報伝達訓練などを通じた、国や立地県、市町村など関係機関との連携強化

④石油コンビナート防災体制の整備

- ・ 被災現場における迅速な情報収集・伝達や事業所・関係機関との連絡調整などの実践的な訓練の実施

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
津波により孤立する危険度が高い集落への通信手段の確保率	65%	100%	100%

【安心】 9. 安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実

(3) 県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進

■ 現状と課題

- ・ 本県は台風や集中豪雨などにもなう浸水被害や土砂災害が頻発しており、平成24年の九州北部豪雨災害では、河川の氾濫等により尊い人命や財産が奪われ、地域の暮らしや経済活動に多大な被害をもたらしました。
- ・ 東日本大震災をはじめ、平成26年には広島市を襲った土砂災害や御嶽山で戦後最悪となる火山災害など大規模な自然災害が発生しました。さらに、切迫する南海トラフ巨大地震においては、地震や津波による国難とも言うべき甚大な被害の発生が沿岸部を中心に危惧されています。
- ・ 一方、高度経済成長期に集中的に整備された橋梁やトンネル、河川、砂防、港湾など社会インフラの老朽化が進行し、維持修繕や更新等維持管理コストの増大が見込まれています。
- ・ こうした自然災害等から県民の命と暮らしを守り、本県の経済・社会活動を将来にわたって持続的に発展させるためには、防災・減災対策を柱とした社会資本整備や老朽化対策を着実に進めることが必要です。

■ これからの基本方向

- ・ 台風や豪雨、地震や津波などさまざまな自然災害に備え、ダムや河川改修による治水対策、砂防ダム等による土砂災害対策、橋梁・建築物の耐震化や護岸堤防の強化などのハード対策と、迅速な避難を促す防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせた総合的な防災減災対策を推進します。
- ・ 点検を着実に進めながら、長寿命化計画に基づき適切なタイミングで補修を実施するアセットマネジメントを推進し、社会インフラの安全性の確保、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。
- ・ 強靱な県土づくりを持続的に進めるため、「大分県地域強靱化計画」に基づく各施策の着実なフォローアップなど進捗管理を実施します。

■ 主な取り組み

①治水対策の推進

- ・ 玉来ダムの早期完成に向けた整備の推進
- ・ 河川改修や河床掘削による浸水被害の軽減
- ・ 住民の迅速な避難を促す河川の水位情報や監視カメラの映像情報の充実

②土砂災害対策の推進

- ・ 砂防・治山ダムの整備や急傾斜地崩壊対策、地すべり対策の推進
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備や開発行為の規制等
- ・ 緊急輸送道路や集落の孤立を防ぐ道路におけるのり面対策の推進
- ・ ため池の維持補修やハザードマップ作成による防災力の強化
- ・ 保安林の適正な管理や溪流沿いの森林整備などによる山地災害の防止
- ・ 土砂災害警戒情報や土砂災害危険度情報の充実によるわかりやすい防災情報の提供
- ・ 火山噴火にともなう土石流等監視システムの充実

③地震・津波対策の推進

- ・ 大分臨海部コンビナート護岸の強化など護岸・堤防の嵩上げや補強対策の推進
- ・ 緊急物資の輸送等を支える港湾における耐震強化岸壁の整備
- ・ 橋梁や建築物の耐震化、無電柱化の推進
- ・ 漁港などにおける主要な防波堤、岸壁の補強対策の推進
- ・ 給水ネットワークの運用等による工業用水道の更なる安定供給の促進
- ・ 巨大地震発生直後の迅速な交通解放に向けた道路啓開体制の構築

④社会インフラの老朽化対策（アセットマネジメントの推進）

- ・ 点検診断の着実な推進
- ・ 長寿命化計画に基づく戦略的な補修等の推進
- ・ 台帳等による適切な管理の徹底

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
土砂災害警戒区域指定率	21.3%	76.1%	100%
緊急輸送道路上の橋梁耐震化率	86.4%	100%	100%

【安心】9. 安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実

(4) 感染症・伝染病対策の確立

■ 現状と課題

- ・ 新型インフルエンザの発生が危惧されており、また、O157などの腸管出血性大腸菌感染症や結核などは依然として発生するとともに、HIV感染者・エイズ患者の県内増加も続いています。一方、国外では、マラリアなどの再興感染症が猛威を振るい、エボラ出血熱やMERS（中東呼吸器症候群）などの新興感染症の脅威が発生しています。そのため、感染症に対する迅速かつ適切な対応をさらに進め、感染症の発生予防やまん延防止を徹底することが求められています。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病は国内や近隣アジア諸国で断続的に発生しており、本県への侵入リスクは高い状況が続いています。
- ・ 家畜伝染病発生により、生産者は健康不安や経済的損失にともなう精神的なストレスを感じるとともに、深夜・早朝に及ぶ家畜の殺処分や畜舎などの消毒は、過酷な作業となっています。
- ・ 家庭や学校、ペットショップ、動物園で飼育されている動物の感染防止対策が求められているほか、家畜伝染病発生時には風評被害対策が重要です。

■ これからの基本方向

- ・ 感染症の発生予防やまん延防止のため、発生動向の収集・分析と県民や医療機関へのより速やかで効果的な情報提供、予防接種の徹底推進、医療体制の強化に努めます。
- ・ 家畜伝染病の発生予防の徹底に努めるとともに、発生時のまん延防止対策を強化します。
- ・ 家畜伝染病の防疫対応においては、関係者の感染防止対策と精神的ケアも含めた健康管理対策を徹底します。
- ・ 感染予防や感染拡大防止のために、家庭や学校、ペットショップ、動物園で飼育されている動物の衛生管理の向上や異常発見時の早期通報体制の整備に取り組みます。

■ 主な取り組み

①感染症対策（健康危機管理）の推進

- ・高病原性鳥インフルエンザなどに由来する強毒性の新型インフルエンザ対策の推進
- ・結核や腸管出血性大腸菌感染症、エイズなどの感染症に対する取り組みの強化
- ・マラリア、MERS、エボラ出血熱など海外で発生している再興及び新興感染症に対する取り組みの強化
- ・院内感染対策の徹底や感染症指定医療機関などの体制整備の推進
- ・市町村と連携した予防接種促進事業推進

②高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、PEDなど家畜伝染病に対する防疫体制の強化

- ・畜産農家への飼養衛生管理基準の遵守徹底
- ・家畜防疫演習の実施や異状畜発見時の早期通報の徹底などによる初動防疫対応の強化
- ・家畜伝染病発生時の、精神的ケアも含めた関係者の健康管理対策の強化

③生活環境対策

- ・家庭や学校、ペットショップ、動物園への動物の感染症対策の普及啓発と異常発見時の通報体制の確立
- ・と畜場、食鳥処理場での感染動物早期発見のための検査体制の強化
- ・家畜伝染病発生時における広報・啓発など風評被害対策の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
新型インフルエンザ等感染症発生時広域対応訓練への参加機関数	9機関	35機関	35機関

【安心】10. コミュニティを維持する移住・定住の促進

(1) 移住・定住のための環境整備とU I Jターンの促進

■ 現状と課題

- ・人口減少や高齢化の進行により地域活力が減退しているなか、都市圏住民の農山漁村志向は上昇しており、地域コミュニティを維持するためにも、この流れを本県への移住につなげる必要があります。
- ・移住者が地域で生活するためには、地域の特徴に応じた雇用の場づくりなど仕事の面から、住居や学校、医療、買物等の生活情報など暮らしの面まで、定住を容易にするための環境整備が必要です。また、こうした環境や魅力ある大分暮らしを情報発信することも大事です。
- ・平成25年度の「空き家実態調査」の結果、10,865件もの空き家があり、その7割は利活用が可能な空き家であることが判明しました。移住・定住のための環境整備の面からも、これらの空き家の利活用につながる取り組みを強化していくことが必要です。

■ これからの基本方向

- ・都市圏からの移住者獲得のため、地域の居住環境や魅力の情報発信を強化するとともに、市町村と連携した取り組みを推進します。
- ・地域にある資源を活用し、地域に人を呼び仕事をつくることで活力を生み出す好循環を創出する取り組みを推進します。
- ・移住者が地域に定着し、地域の担い手として活動ができるよう支える取り組みを推進します。
- ・空き家情報の提供や空き家居住の促進による移住受入など、空き家の利活用を推進します。

■ 主な取り組み

①U I Jターンのためのきめ細かな情報発信や支援

- ・都市圏での移住コンシェルジュ等の配置や相談会など情報発信体制の充実
- ・移住・交流ポータルサイトなどでの大分県の魅力の情報発信
- ・県内企業とのマッチングによるきめ細かな就職支援・農林水産業における新規就業セミナーを通じた情報発信の強化
- ・地域おこし協力隊などの制度を活用した都市圏からの人材の積極的な呼び込み
- ・市町村と連携した移住者向けインセンティブの充実
- ・若者や中堅・子育て世代、高齢者の3つの世代に応じたきめ細かなU I Jターン促進策の推進

②移住の受け皿となる仕事づくり

- ・地域に密着した産業である農林水産業、観光産業、商業・サービス業等の振興による仕事づくりの促進
- ・県外転出の女性や若手技術者などを呼び戻すため、クリエイティブ産業や企業の研究開発部門の誘致など魅力ある雇用の場づくり

③移住後の定住対策の促進

- ・市町村と連携した移住者同士の交流やコミュニティへの参加促進
- ・移住者の定住に向けた相談体制の充実

④定住につながる空き家の利活用の推進

- ・空き家バンクの情報充実や空き家を含めた住宅取得等の住居対策の推進

⑤移住・定住を促進する新たな展開

- ・政府関係機関の移転や日本版C C R Cの取り組みなど国による新たな政策への対応
- ・奨学金の活用など大学生等若者の県内定着やUターンを促進する取り組みの強化

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
移住施策を活用した移住者数	292人	600人	750人
空き家の利活用数(累計)	24件	200件	400件